（書類の指定）

第二条　環境影響評価法の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第六条第一項各号に掲げる書類であってその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものは、次の各号に掲げる書類ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一　法附則第六条第一項第一号に掲げる書類　河川法の一部を改正する法律等の運用について（平成十年一月二十三日付け建設省河政発第五号、建設省河計発第三号、建設省河環発第四号、建設省河治発第二号、建設省河開発第五号建設省河川局水政課長、建設省河川局河川計画課長、建設省河川局河川環境課長、建設省河川局治水課長、建設省河川局開発課長通達）二の2の③により作成された河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較等を含む書類

二　法附則第六条第一項第二号に掲げる書類　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定により定められた河川整備計画

○国土交通省告示第三百二十五号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第六条第二項の規定に基づき、同条第一項第一号に掲げる書類であってその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

（書類の指定の対象となる事業）

第一条　次条による書類の指定は、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の一の項のイからへまでの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業について行うものとする。

（書類の指定）

第二条　環境影響評価法の一部を改正する法律附則第六条第一項第一号に掲げる書類であってその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものは、構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン（平成十七年九月国土交通省道路局）第4章の4により作成された複数の比較案の比較評価をとりまとめた書類とする。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第４号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16―０（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 25 年３月 29 日　　人事院総裁　原　　恒雄

１　別表中「125」を「124」に、「107」を「106」に、「103」を「102」に、「101」を「100」に、

平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	100

を

平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	100
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	100

に改める。

２　この決定による改正は、平成25年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第５号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 25 年３月 29 日　　人事院総裁　原　　恒雄

１　別表を次のように改める。

別表

年　齢　階　層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	4,503	12,935
20歳以上25歳未満	5,007	12,935
25歳以上30歳未満	5,618	13,634
30歳以上35歳未満	6,112	16,130
35歳以上40歳未満	6,527	18,535
40歳以上45歳未満	6,741	21,911
45歳以上50歳未満	6,861	24,455
50歳以上55歳未満	6,479	24,995
55歳以上60歳未満	5,811	23,171
60歳以上65歳未満	4,683	19,816
65歳以上70歳未満	3,950	14,376
70歳以上	3,950	12,935

２　この決定による改正は、平成25年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第６号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の４第２項第２号並びに人事院規則16―０（職員の災害補償）第33条の２第１項及び第２項並びに第33条の11の規定に基づき、平成４年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 25 年３月 29 日　　人事院総裁　原　　恒雄

１　別表第１中「125」を「124」に、「107」を「106」に、「103」を「102」に、「101」を「100」に、

平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	100

を

平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	100
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	100

に改める。